

第 1 回いわき市地域福祉計画策定委員会資料

目 次

1	いわき市地域福祉計画策定委員会設置要綱	P	1
2	いわき市地域福祉計画策定委員会委員名簿	P	2
3	いわき市地域福祉計画の策定について		
	計画策定の背景と趣旨	P	3
	計画の概要	P	3
	計画の位置づけ	P	5
	計画の策定体制	P	7
	計画策定事業スケジュール	P	8
4	策定委員会スケジュールについて	P	9

いわき市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉を総合的かつ計画的に推進するためのいわき市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を審議するため、いわき市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験を有する者

関係団体の構成員

その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月15日から実施する。

2 この要綱は、第2条の規定による提言の日をもってその効力を失う。

いわき市地域福祉計画策定委員会委員名簿

五十音順 / 敬称略

	氏 名	所属団体・役職等	備 考
1	あじま きよまつ 安 島 喜代松	勿来駅前自治会 会長	
2	あべ さわ 阿 部 サ ワ	いわき市民生児童委員（平第10方部会長）	
3	いがり てつや 猪 狩 哲 也	いわきNPOセンター 理事長	
4	えんどう とくえ 遠 藤 徳 江	いわき市健康推進員協議会 会長	
5	かみやま たかあき 神 山 敬 章	いわき明星大学人文学部現代社会学科 教授	
6	さかぬし てるゆき 酒 主 照 之	いわき市手をつなぐ育成会 会長	
7	しばた かおり 柴 田 香 織	いわき市介護支援専門員連絡協議会 副会長	
8	すずき わすけ 鈴 木 和 助	中央台飯野一区 相談役	
9	たなか ゆか 田 仲 結 香	一般公募	
10	ねもと まさひろ 根 本 正 博	いわき市社会福祉協議会 事務局次長	
11	ねもと みつる 根 本 満	いわき市老人クラブ連合会 会長	
12	ふるや みゆき 古 谷 美由紀	いわき市ボランティア連絡協議会 会長	
13	ほんだ としこ 本 多 淑 子	いわき市主任児童委員	
14	みやうち たけお 宮 内 丈 夫	福島県保育協議会いわき支部 支部長	
15	やざわ りさ 矢 澤 梨 沙	一般公募	

いわき市地域福祉計画の策定について

1 計画策定の背景と趣旨

近年の社会経済情勢の変化や、ますます加速する少子高齢化、家族形態の変化等により、市民の意識や価値観が多様化するとともに、地域住民相互のつながり（連帯感）が希薄化するなど福祉を取り巻く環境は大きく変容してきました。

このため、高齢者の孤独死、子育て家庭の孤立、児童虐待、配偶者等からの暴力、ひきこもりなど、様々な社会問題に対し、公的なサービスだけでは対応が難しい状況となっております。

一方、社会福祉分野では、ボランティアやNPO法人などの活動が活発化してきています。

このような中、国においては平成12年6月に改正した社会福祉法の中で、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、これからの福祉は、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてではなく、地域に暮らす多様な人々が抱える生活課題を、地域住民、事業者、行政など地域の様々な主体が互いに協力して課題解決を図るものであると位置づけられました。

また、地域福祉を推進するための具体的な方策として、「市町村地域福祉計画」の策定に関する規定（社会福祉法第107条）が新たに設けられました。

このため、本市においても、地域特性や実情を踏まえながら、地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていく基本的な指針として「いわき市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の概要

本市においては、「市高齢者保健福祉計画」、「新・市障がい者計画」、「新・市子育て支援計画」及び「健康いわき21」など、各保健福祉分野に係る行政計画を策定し、保健福祉の推進を図ってきました。

しかしながら、地域住民が抱える多様な生活課題を解決するためには、個別計画に基づく、施策や事業などの公的サービスに加え、「自助・共助・公助」の考えのもと、地域全体で支え合えるようにするための総合的な仕組みづくりが求められています。

そのため、この計画では、地域福祉を推進していく上で不可欠な、地域の住民がともに支え合うという意識の醸成、地域を支えるネットワークや環境づくりなどについての基本的な理念や基本目標を定めるとともに、「市民」、「事業者」、「市」のそれぞれの役割を明らかにし、“一人ひとりが住み慣れた地域の中で、生涯にわたって心豊かに、安心して自立した生活を送ることができる地域社会”を創ることを内容とします。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の位置づけ

新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき21プラン）との関係

地域福祉計画は、本市の施策の基本方針を取りまとめた「新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき21プラン）」のもと、総合計画の基本理念に基づいた、保健福祉分野の最上位計画です。

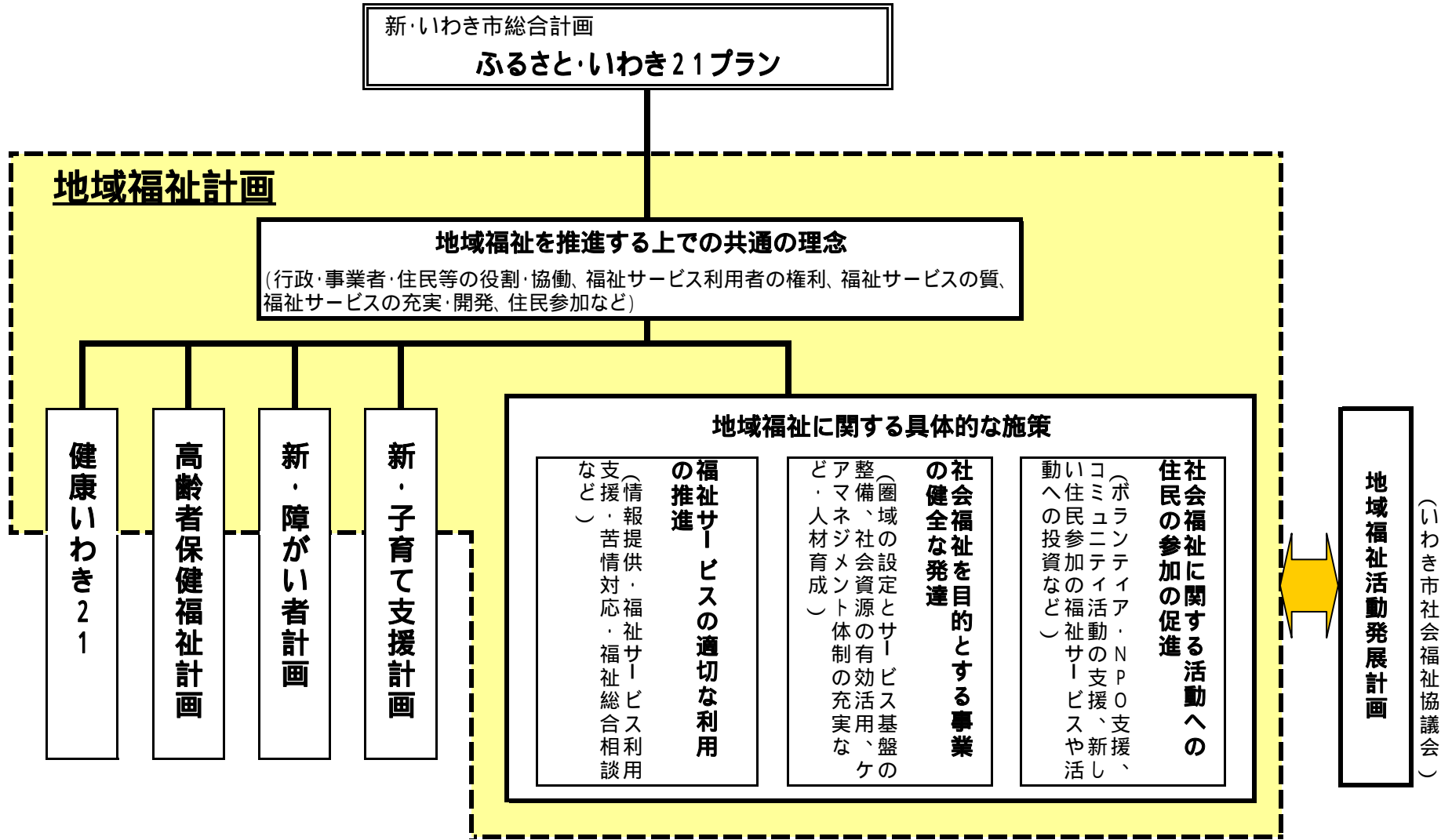
保健福祉分野の個別計画との関係

本市の保健福祉分野に関する計画としては、「市高齢者保健福祉計画」、「新・市障がい者計画」、「新・市子育て支援計画」及び「健康いわき21」があります。

地域福祉計画は、これらの計画が持つ個別・専門的な考え方や取組みを、総合的に横断する計画として位置づけます。

つまり、対象者別の個別計画による施策・事業を、地域に暮らす住民の視点から捉えなおし、誰もが地域で豊かに生活できるために、より有機的に展開していくための「仕組み」づくりを位置づけることが地域福祉計画の目的です。

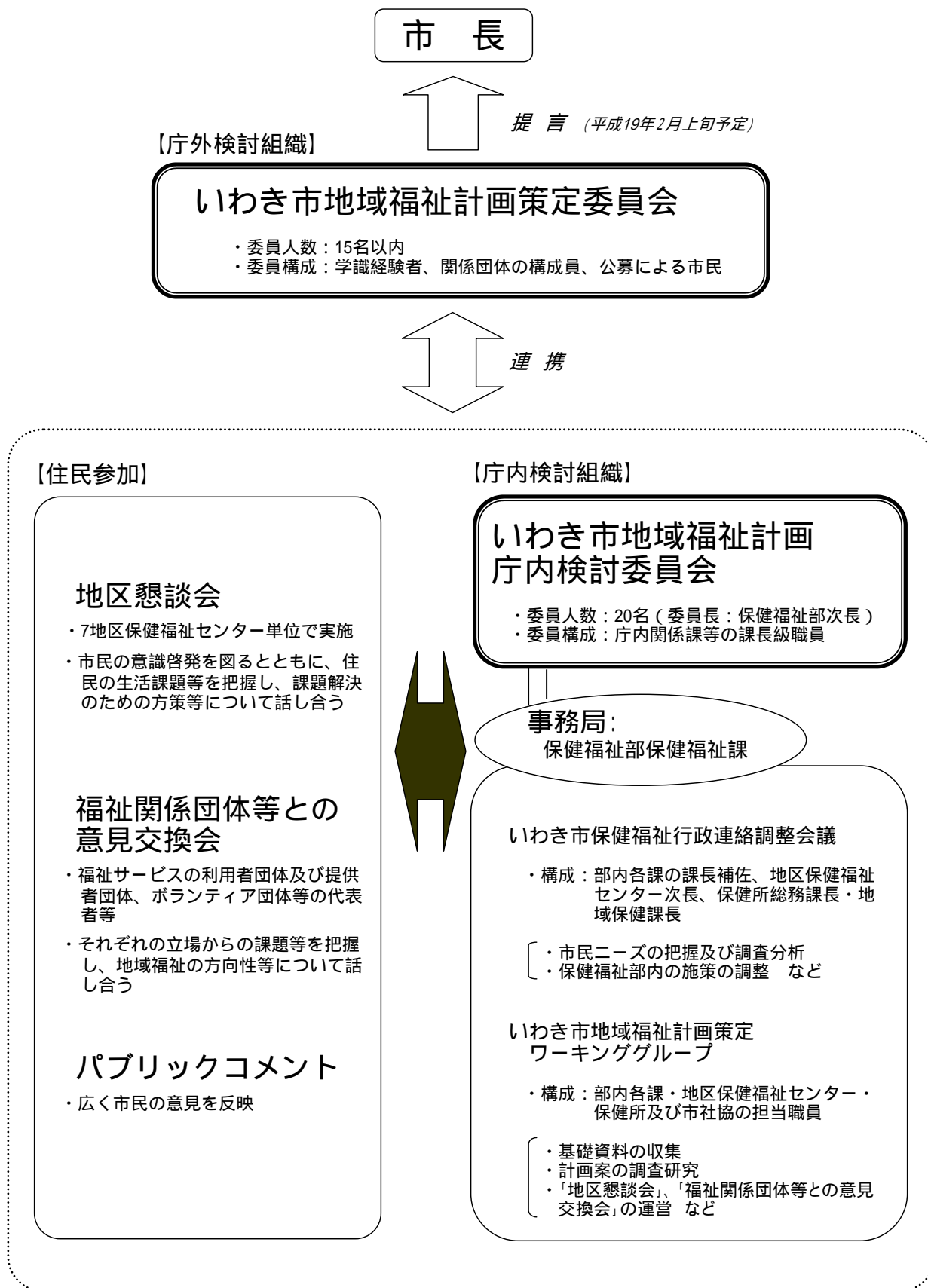
地域福祉計画の位置づけと個別計画との関連



---: 地域福祉計画の範囲

- ・ 市総合計画と各個別計画に共通の理念を相互につなぐ
- ・ 各個別計画と一定の整合性・連携を図る
- ・ 公的サービスの数量的目標は各個別計画において設定

「いわき市地域福祉計画」策定体制(イメージ)



「地域福祉計画」策定事業スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 策定委員会 (庁外検討組織)	公募委員の募集 委員の推薦依頼等 選考		委嘱状交付 第1回 6/2(金)				第2回 9/29(金)	中間素案 第3回 10/26(木)	パブリックコメントの結果及び意見反映 第4回 12/26(火)		提言 第5回 2/9(金)	
2 庁内検討委員会 (庁内検討組織)		第1回 5/31(水)					第2回 9/27(金)	第3回 10/20(金)	第4回 12/22(金)		第5回 1/30(火)	
3 地区懇談会 (7地区)			ワーキング・グループ設置	地区懇談会 (7地区センター単位) 週2回程度開催	意見等の取りまとめ							
4 福祉団体等との意見交換会				意見交換会 (3回) 週1回	意見等の取りまとめ							
5 講演会 (市総合社会福祉大会)			市社会福祉協議会と打合せ					◎ 11/17(金) 平市民会館				
6 パブリックコメント								意見募集 11/10(金) ~11/30(木) (3週間)	意見等の整理・反映			
7											計画決定	計画書印刷(自前) 概要版(外注)

地域福祉計画策定委員会スケジュール（議事項目等）

回数・日程等	主 な 内 容
第 1 回 6 月 2 日（金） 午後 2 時～ 第 8 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付式 2 委員長・副委員長の選出 3 いわき市地域福祉計画の策定について （計画策定の背景と趣旨、計画の概要、計画の位置づけ、計画の策定体制、今後のスケジュール等）
第 2 回 9 月 29 日（金） （午 後） 第 3 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区懇談会等の開催結果について （本市の地域の現状と課題の総括等） 2 基本理念、基本方針、施策の方向性等について
第 3 回 10 月 26 日（木） （午 後） 第 3 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画素案について 2 パブリックコメントの実施について
第 4 回 12 月 26 日（火） （午 後） 第 3 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 パブリックコメントの意見等について 2 意見に対する考え方について 3 提言書（案）について
第 5 回 2 月 9 日（金） （午 後） 第 3 会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 提言書のまとめ 2 市長への提言